

不良債権処理の影響により離職者の発生や出向などの雇用調整を行う事業主の方々は、「雇用調整方針」を作成し、ハローワークに届け出て下さい。これをもとに、離職者の方々に対する早期再就職のための様々な支援を行うこととしています。

◆◆◆◆◆支援の流れ◆◆◆◆◆

1. 不良債権処理の影響により雇用調整が必要となった！



2. 雇用調整方針の作成！

↓ 雇用調整方針とは→P46

3. 雇用調整方針の届出、対象者本人への雇用調整方針対象者証明書の交付！



4. 雇用再生集中支援事業の開始！

◆◆◆◆◆主な支援の内容◆◆◆◆◆

〈対象労働者に対する再就職支援〉

厚生労働省・ハローワーク・(財)産業雇用安定センターでは、雇用調整方針の対象となった方に対して、再就職のために様々なプログラムをご用意しています。(◆は60歳未満の方が対象となります。)

○ 希望や適正に応じた個別求人開拓を行います。

◇雇用調整方針対象者の個別の希望や適正に応じた求人開拓を行います。

○ 民間の再就職支援会社等による再就職支援サービスを無料で受けられます。

◆中小企業から離職された方が、管理職、技術職などへの再就職を希望する場合に、民間の人材紹介会社による再就職支援サービス(①個別カウンセリング、②キャリアプラン作成、職務経歴書の作成、面接のノウハウ等についての講義、③労働市場情報、求人情報の提供)を3ヶ月間無料で受けられます。

☆ トライアル雇用で試行的に働いてみるができます。

◆再就職を希望する職種が未経験の職種で不安がある方、企業が求める適正や能力を実際に働いて把握していきたい方などは、短期間(1～3ヶ月間)試行的に働いてみるができます。

☆ 常用雇用を支援するため雇い入れる事業主に奨励金を支給します

◆雇用調整方針対象者を常用労働者として雇い入れた事業主に対して、60万円が奨励金として支給されます(ハローワークなどの紹介を経ずに直接雇い入れられた場合も対象になります)。

☆ 雇用調整方針対象者が起業する場合に支援を受けられます。

◆雇用調整方針対象者が起業して、他の雇用調整方針対象者又は60歳未満の非自発的離職者等を常用労働者として雇い入れた場合には、それぞれ1人当たり60万円又は30万円が奨励金として支給されます。また、起業した雇用調整方針対象者本人1人当たり60万円が奨励金として支給されます。

〈提出事業主に対する支援〉

各種労働移動支援に関する助成金の特例措置

離職

雇用調整方針を届け出た事業所からの離職者については、離職の日から6か月以内の再就職であれば、助成措置を適用します。

雇用調整助成金の特例措置

出向

休業等

雇用調整方針を届け出た事業所については、雇用指標の最近6か月間の月平均値が前年同期に比べ増加していなければ、助成措置を適用します。

雇用創出特別支援エキスパート登録制度

休業等

新分野進出に当たっての専門的な相談に対応できる弁護士、中小企業診断士、技術士などに関する情報をインターネットにより提供します。

在職中からのキャリア・コンサルティング・無料職業訓練等

離職

雇用調整方針を届け出た事業所からの離職予定者に対しては、在職中からのキャリアコンサルティング、無料の職業訓練等を実施します。

＜雇用調整方針について＞

不良債権問題の解決に向けた取組に伴い、離職者の発生、出向等の雇用調整を行わざるを得ない事業主の方が、雇用調整の見通しとその対象者を明らかにした「雇用調整方針」を作成し、[公共職業安定所（ハローワーク）](#)に届け出た場合に、離職者に対する早期再就職のための支援を実施します。

1 主要行若しくは中小・地域金融機関からの融資割合が20%以上の事業主又はメインバンクが主要行若しくは中小・地域金融機関である事業主であって、不良債権処理の影響を受け、雇用調整を行わざるを得ない事業主の方（一般型）
〈具体的な不良債権処理の例〉

- ① 破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生等の法的整理の対象となっており、又は、債務超過の状況にあり、取引金融機関から貸し出し条件を厳しくされたり、運転資金等の融資を断られた。
- ② 取引金融機関から㈱整理回収機構（ＲＣＣ）への債権譲渡の対象となっている。
- ③ （株）産業再生機構により関係金融機関等の債権の買取決定が行われた。
- ④ 取引金融機関から、経営合理化計画の作成を前提として、債権放棄等を受けた。

※「取引金融機関」とは、次のいずれかになります。

- ・融資割合が20%以上の主要行又は中小・地域金融機関
- ・メインバンクである主要行又は中小・地域金融機関

2 上記1の事業所の影響により、雇用調整を行わざるを得ない事業主の方（関連型）

1－①（法的整理の場合に限る）の場合

イ 方針作成事業主

30億円以上の負債（総額）による法的整理であり、50以上の取引事業者が存在

ロ 関連事業主

- ・イの事業主との取引割合が20%以上
- ・イの事業主の商法上の子会社

1－①（法的整理の場合を除く）～④の場合

イ 方針作成事業主

売上高等が6か月以上の期間で10%以上減少（前年同期比）することが見込まれる事業活動の制限を行う場合

ロ 関連事業主

- ・イの事業主との取引割合が20%以上
- ・イの事業主の商法上の子会社
- ・イの事業主が1－③に該当する場合であって、（株）産業再生機構がイの事業主の事業再生計画に基づく支援対象とした場合

※上記のいずれかに該当する場合であって、方針届出日以後の3か月間の売上高等が10%以上減少（前年同期比）することが見込まれる場合